

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年6月2日

金 曜 日

第 4211 号

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第 189 条の規定による告示及び掲
示 2
- 換地処分 3

公 告

- 富山県の物品等調達に係る条件付き一般競争入札の実施

告 示

富山県告示第273号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第
123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定
したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成29年6月2日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立 支援医療の種類	病院又は診療所 において担当す べき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
V・drug 富山 花園薬局	富山市花園町 三丁目8番地 3号	精神通院医療		平成29年6月1日

富山県告示第274号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成29年6月2日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立 支援医療の種類	病院又は診療所 において担当す べき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
ファミリーケ ア訪問看護ス テーション	氷見市柳田 934番1	精神通院医療		平成29年6月1日

富山県告示第275号

保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第 189条の規定による
告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更する予定である次の森林について、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知を上市町役場に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

平成29年6月2日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県中新川郡上市町千石字六郎四郎21、字一ノ谷2、3、伊折外六ヶ村入会地字魚留1の1（次の図に示す部分に限る。）

2 所在が不分明である通知の相手方

藤木秀信、岩口ツキ、松岡則之

3 通知の内容

1 の森林について、平成29年 3 月31日富山県告示第 173号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

4 森林法第 189条による掲示

平成29年 5 月11日から上市町役場に掲示した。

富山県告示第276号

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成29年 6 月 1 日県営農地整備事業土合地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成29年 6 月 2 日

富山県知事 石 井 隆 一

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

富山県の物品等調達に係る条件付き一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成29年 6 月 2 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

モバイルワーク用タブレット 15台

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年 7 月 7 日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県内に本店又は営業所等を有する者であること。ただし、営業所等は、当該営業所等の代表者に見積り、契約等に関する一切の権限が委任されている者であること。
- (3) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、入札参加申込書の提出期限の日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿にAまたはBの者として登載されている者であること。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（様式1）及び入札説明書で定める書類を4(2)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。
- (3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、平成29年6月16日（金）までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札参加申込書及び入札説明書

- (1) 入札参加申込書及び入札説明書に定める書類の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札参加申込書及び入札説明書に定める書類の提出期限

平成29年6月12日（月）午後5時15分

(3) 入札説明書の交付方法

平成29年6月2日（金）から平成29年6月12日（月）までの富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

5 入札・開札の日時、場所

(1) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 平成29年6月21日（水）午前11時00分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(2) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを必ず持参すること。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを同封のうえ、郵便書留により、平成29年6月20日（火）午後5時15分までに4(1)の公告に関する事務を担当する室課に必着するよう行わなければならない。

6 入札の方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書を受けていない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 開札は、原則として入札参加者又は、その代理人の全員の立ち会いのもとで行う。郵便による入札書の提出を行った者で、開札に立ち会いできない者は、開札日の前日までに、契約担当者（富山県出納局長）に届け出るものとする。開札に立ち会わない入札参加者がいるときは、開札に本件入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに、再度の入札をする。
- (5) 再度の入札をする場合において、郵便による入札を行った者で5(1)に記載する日時に、入札の場所で開札の立ち会いをしていない者は、第2回目以降の入札には参加できないものとする。
- (6) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

